

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

平成18年6月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	燃料交換機において、本体下部の照明(南側の西から1番目)に点灯不良が認められたため、当該照明用ランプを交換	
2	1号機	所内用圧縮空気系圧縮機冷却水配管において、フローグラスフランジ部に水のにじみが認められたため、当該フランジを点検・修理	
3	4号機	計装用圧縮空気系圧縮機ドレンセパレータ用ドレンファンネルにおいて、ファンネル蓋固定ボルトの外れ(1本)、蓋のガラス割れ等が認められたため、当該ファンネルを修理	
4	4号機	非常用ガス処理系のプロセス放射線モニタにおいて、「サンプル流量低」の警報が発生したため、ガス流量調整弁(FCV-605)の開度調整により警報をクリアし、原因を調査	
5	4号機	換気空調系タービン建屋北側給気処理装置において、冷却コイル(B)に亀裂が認められたため、当該コイルを点検・修理	
6	5号機	硫酸第一鉄注入ポンプの出口弁(V-54-303)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
7	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプの軸受温度等記録計(TRS-51-5)の打点指示が変化しないにも係わらず、「M-RFP軸受温度高」の誤警報が発生したため、当該警報回路を点検・修理	
8	6号機	換気空調系タービン建屋北側給気ファンの入口フィルタ差圧計(DPI-U41-088A)において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検・校正	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	集中環境施設	洗濯廃液系サンプタンク(A)移送時、「液位低」警報の発生と共にポンプが自動停止したため、ポンプ自動停止用リミットスイッチを点検・調整	
10	集中環境施設	プロセス主建屋1階トラックエリア(搬出入口)において、床漏えい検出器の誤動作による「床漏えい」警報が発生したため、当該検出器を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで